

食品循環資源利用飼料(エコフィード)の安全確保について

2021年03月10日

標記の件について、(公社)全国産業資源循環連合会を通じて環境省からの情報提供がありましたのでおしらせ致します。

先般、農林水産省において、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の関係法令が改正され、食品残さ利用飼料の安全確保対策として、同飼料の加熱処理基準の規定の見直しがなされる旨自治体などに既に周知していたところですが、当該規定が令和3年4月1日から施行されます。

これに伴いまして、制度の周知等に役立てていただけるよう、同省のホームページの改正がなされました。

農林水産省ホームページ「食品循環資源利用飼料（エコフィード）の安全確保について」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

写

2 消安第 5815 号
令和 3 年 3 月 9 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

食品循環資源利用飼料の安全確保に係る遵守指導の徹底について（依頼）

平素から飼料の安全確保に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

御承知のとおり、食品循環資源の飼料利用における安全確保対策の強化については、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正省令が昨年公布され、本年 4 月 1 日付けで施行されます。

アフリカ豚熱、豚熱等の豚の家畜伝染病対策において、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外とを適切に分別し、加熱処理等が必要な食品残さについては適正な加熱処理等を行う上で、改正省令で措置される食品循環資源利用飼料の安全確保に係る加熱処理等の新基準の遵守は非常に重要なものとなります。

新基準の詳細については、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」（2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「新ガイドライン」という。）、農林水産省ホームページ等によりお示ししてきたところであり、また、貴管内の関係者への周知及び指導については、「食品循環資源利用飼料の安全確保に係る遵守指導の徹底について（依頼）」（令和 2 年 9 月 29 日付け 2 消安第 2852 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「指導徹底通知」という。）等によりお願いしているところですが、円滑な施行に向け、下記に御留意の上、今一度周知及び指導の徹底をよろしくお願いいたします。

記

1 新基準への対応が必要な事業者の把握

肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源を受け入れ、飼料を製造する事業者は、原料排出者の把握、加熱処理等の必要性の確認、適正な処理の実施

等、新基準への対応が必要になります。指導徹底通知の記の3において、貴管内における新基準への対応が必要な事業者の把握と報告をお願いしましたが、報告いただいた事業者の他にも新基準への対応が必要な事業者がないかどうかについて、引き続き把握に努めていただきますようお願いいたします。仮に、新基準への対応が必要な事業者が新たに判明した場合は、制度の改正について周知するとともに、迅速な対応について指導をお願いいたします。

2 新基準への対応に係る周知及び指導

新ガイドラインの第3の3（7）により、対象事業者に対し「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」（以下「確認届」という。別添参照。）の提出を求めており、また、確認届の提出があった事業者のリストについて、毎週当課から全都道府県に共有しているところです。

貴管内の確認届提出対象となる事業者について、引き続き把握に努めていただくとともに、確認届を提出していない事業者が判明した場合には、早急に適合状況等を自己確認の上、確認届を提出するよう促すなど、周知及び指導をお願いいたします。

【問合せ先】

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 粗飼料対策班
吉戸（よしと）、渡邊
TEL:03-3502-8702

確認届とは？

➤ 確認届（食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届）とは？

成分規格等省令及びガイドラインに規定された事項への適合状況について、事業者が自ら確認を行い、その結果を農林水産省に届け出るもの。
ガイドライン第3の3の(7)において規定。

＜主な目的＞

- ・事業者自らが制度を理解し、適合状況を把握するため。
- ・取引先の事業者等に対して、適合状況を示すため。

＜主に確認する事項＞

- ・取り扱う食品循環資源の中に、加熱処理等の対象のものが含まれているか否か？
- ・適正な加熱処理を行うことができるか否か？
- ・交差汚染防止対策を適正に講じているか？ など

➤ 確認届の提出が必要な事業者とは？

- ①食品循環資源を受け入れる飼料製造業者 又は
 - ②自ら排出する食品製造副産物等の食品循環資源を飼料として販売する食品製造（兼、飼料製造）業者
- のうち、飼料製造業者届の提出義務がある製造業者

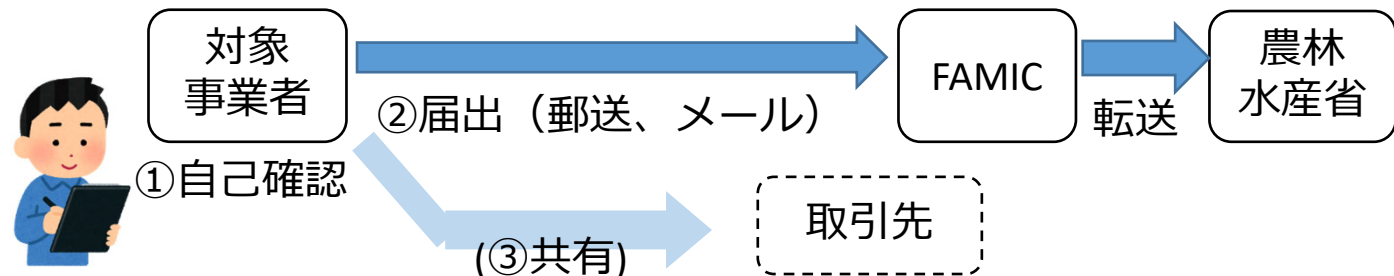
動物由来食品循環資源に限らない。

➤ 届出先

事業所の所在地を業務区域とする
（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の本部・センター

➤ 提出方法

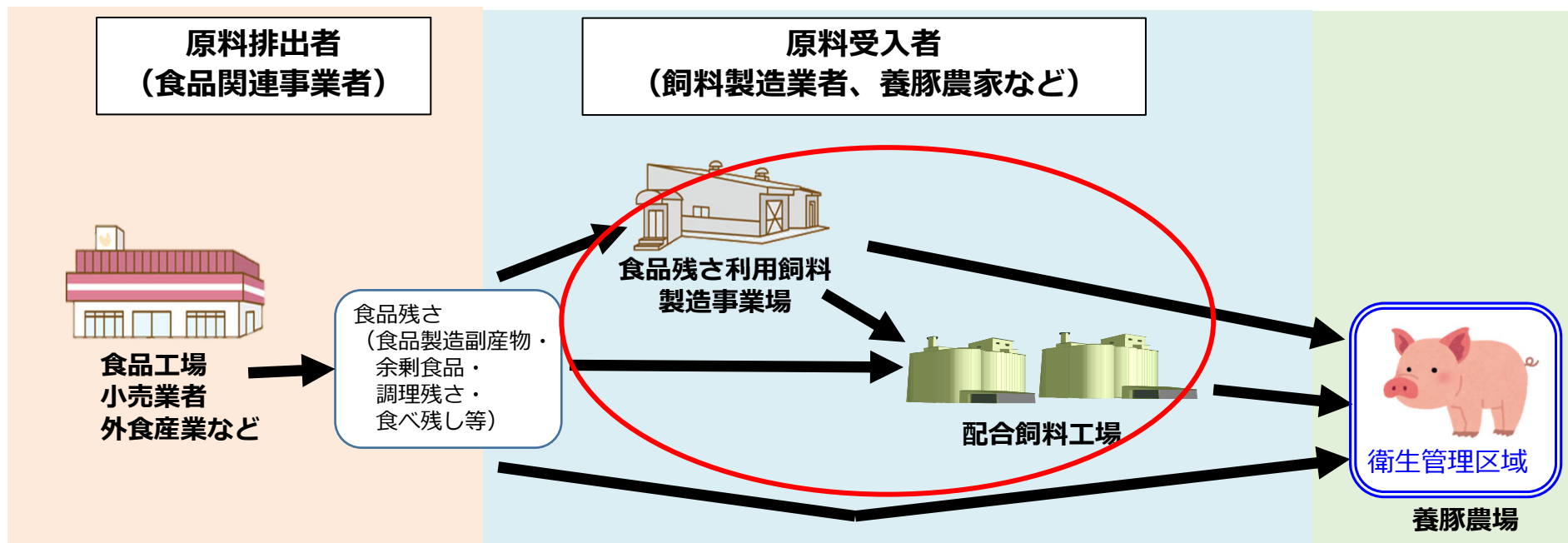
郵送、メール



確認届の提出が必要な事業者の例（1）

食品循環資源を受け入れる飼料製造業者の例

- ・ 余剰食品（弁当）を受け入れるリキッドフィード製造業者
- ・ 余剰食品（食パン）を受け入れるパン屑製造業者
- ・ 魚介類に由来する加工食品残さを受け入れる魚粉製造業者
- ・ 焼酎工場のしょうちゅうかすを受け入れる食品循環資源利用飼料製造工場
- ・ 搾油工場から搾油かすを受け入れる配合飼料製造業者
(搾油工場が例2の飼料製造業者として届出していれば不要だが、重複しての届出も可能。)
- ・ 即席麺工場の乾麺残さを受け入れる配合飼料製造業者（同上）

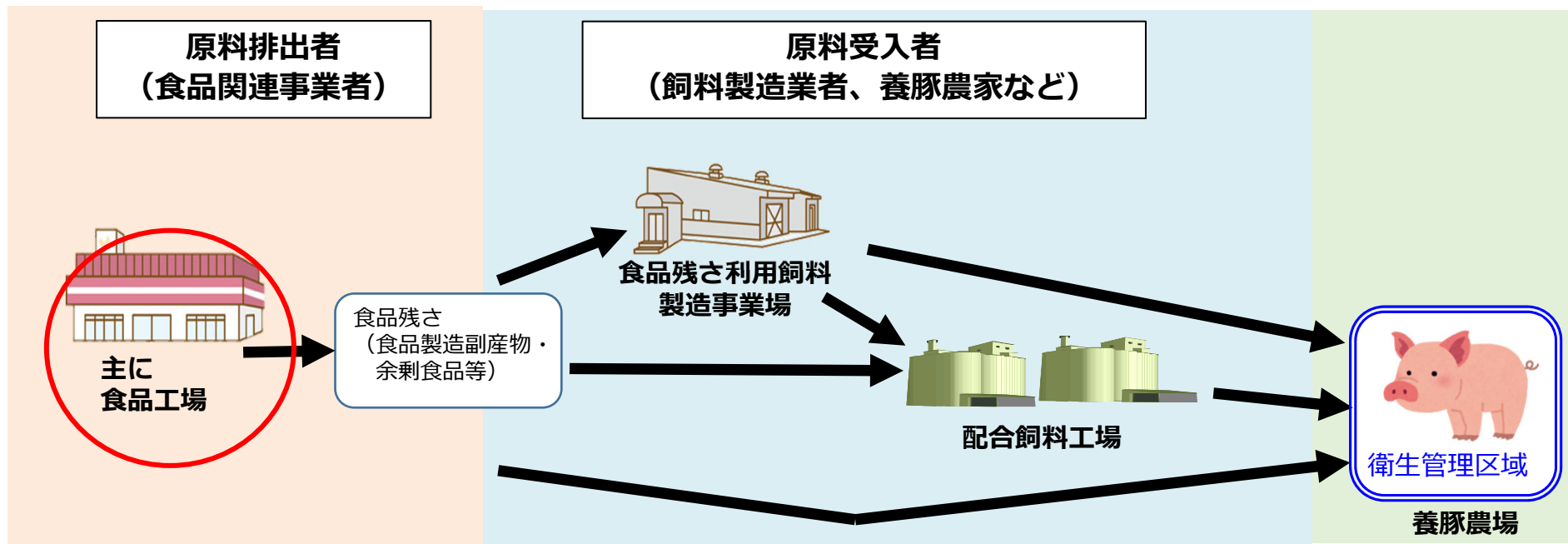


確認届の提出が必要な事業者の例（2）

食品循環資源を飼料として販売する※食品製造（兼、飼料製造）業者の例

- ・ 搾油した油糧種子の残さを配合飼料の飼料原料として販売する搾油工場
- ・ パン耳の残さを飼料として販売するパン工場
- ・ おからを飼料として販売する豆腐工場
- ・ 厨芥を飼料として販売するホテル

※ 飼料として販売していない、つまり廃棄物処分費を支払って処分している認識であれば、該当しない。



環循適発第 2008261 号
環循規発第 2008261 号
令和 2 年 8 月 26 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

食品残さ利用飼料の加熱処理基準の見直しに係る対応について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

今般、下記のとおり、農林水産省において飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）等の関係法令が改正され、食品残さ利用飼料の安全確保対策として、同飼料の加熱処理基準の規定の見直しがなされ、当該規定が令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の事務にも影響が生じ得ると考えられるので、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 加熱処理基準の見直しに係る関係法令の改正の概要について

豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）は、有効なワクチンや治療法がなく、発生した場合、畜産業界への影響が甚大な疾病である。平成 30 年 8 月以降、近隣諸国において本病の発生が急速に拡大しており、また、我が国に持ち込まれた肉製品からウイルスが分離されるなど、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状態にある。また、海外では、適切な処理がなされていない食品残さの豚への給餌が、ASF の発生原因となった事例が数多く報告されており、沖縄県で発生した豚熱（CSF）の事例についても、加熱不十分な食品残さの給餌により CSF ウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、ASF をはじめとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、食品残さ利用飼料の安全確保対策を強化する必要がある。

そのため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく成分規格等省令等の改正がなされ、食品残さ利用飼料の安全確保対策が的確に

講じられる体制が構築される。具体的には、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする豚を対象とした飼料の製造の方法の基準について、次に掲げる事項等が義務付けられることとなった。

- (1) 加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
- (2) 攪拌しながら90度以上、60分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
- (3) 加熱処理の記録の作成・保存を行うこと
- (4) 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

二 加熱処理基準の見直しに係る廃棄物処理業関係の対応について

記の一(2)のとおり、加熱処理基準が、従来の「70度30分以上又は80度3分以上」から「攪拌しながら90度以上、60分以上又はこれらと同等以上」に変更となり、同規定が令和3年4月1日から施行されることから、今後各地方公共団体において、この加熱処理基準の変更に伴う処理施設の設備の変更等に応じた対応が必要となることが予想される。

具体的には、廃棄物処分業等の許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第7条の2第3項又は第14条の2第3項の規定に基づく廃棄物処分業に係る変更届出、また、廃棄物処理施設の設置許可についても有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請若しくは法第9条第3項又は第15条の2の6第3項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出等の件数が増加することが予想される。

そのため、特に、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請については、受理した後、一定程度の処理期間を要することから、上記加熱処理基準の変更の規定の施行日に留意の上、申請者たる廃棄物処理施設の設置許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者と適宜協力し、当該許可申請の円滑な処理に配慮願いたい。また、廃棄物処分業又は廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出を受理した場合においても、具体的な問題が生じた場合等を除き、当該届出者による処理業等の運営に支障が生ずることのないよう留意されたい。

なお、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可又は届出が必要な場合かどうかの判断については、当該廃棄物処理施設における当該変更に伴う処理能力の増大及び生活環境への負荷の増大等、各廃棄物処理施設における処理の実態等を踏まえ、各地方公共団体において個別具体的に判断されたい。